

## 第47回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年9月28日(月) 機構本社 会議室	
委員	篠原焔夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、清水義彦(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議事項	1. 令和元年度下半期の1者応札の状況について 2. 令和元年度下半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 令和元年度下半期における随意契約に関する点検について	
	委員	機構事務局
1. 令和元年度下半期の1者応札の状況について 2. 令和元年度下半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算の歩掛かりの採用について、最低値から平均値に変更したとのことだが、具体的にどのように変更したのか。</li> <li>・若手技術者の活用育成について、総合評価に加点の制度を導入したとしているが、これまでも若手技術者は活用していたわけで、それを評価項目に入れたということか。</li> <li>・どのぐらいの効果があるのか。</li> <li>・監理技術者の補佐の専任配置について、複数現場というのは工種毎に違う等の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の歩掛かりがないものについて、事前に見積りを徴取して公表しています。その歩掛かりは徴取した見積りのうち最低値を採用していましたが、最低の者しか参加できないことが考えられることから、平均を採用すれば参加者の増加につながると考え平均値を採用することとしました。</li> <li>・配置予定技術者として満40歳未満の方を配置するとき、総合評価で加点をすることにしました。これまで配置予定技術者の年齢に配慮したような加点というのはなかったものです。</li> <li>・今年からの取り組みですので効果の程は分かりませんが、何件か試行している中では、加点があることで40歳未満の方を配置したいとして参加した業者がいる業務もあります。この40歳未満の方が活躍して建設業全体の底上げにもつながることから、国のほうも同じような制度を導入していますが、それに準じて実施しています。</li> <li>・工種については、維持管理工事のような工事が対象であり、近隣で補佐の方がいれば、基本的に2つの工事で兼</li> </ul>

	<p>制限があるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者に対し要望を聞くようなアンケートなどは考えていないのか。</li> <li>・1者応札率が上がっており、大きな要因は機械設備工事と思われるが、要因分析はどうか。また、これ以上の改善は難しくやむを得ないとしている種類の業務割合が増えているという理解でよいか。</li> <li>・業務内容により、1者応札がやむを得ないものもあるが、努力していかなければ現状のままということになると思うので、引き続き努力していくしかないと考える。</li> </ul>	<p>任できるという制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界の要望を把握するため、日建連等の建設業関係の組織との意見交換や、現場では建設業の支部等の方々の意見交換を行っており、引き続き外部の要望を聴取していきたいと思います。アンケート形式の提案がありましたが、いろいろなやり方は検討していきたいと思います。</li> <li>・機械設備の新設は少なく、既設設備の更新、整備や点検の数がどうしても多くなっていることから業者が限られてしまい、この分野で改善していくのは難しいと考えております。</li> <li>・分かりました。</li> </ul>
<p>3. 令和元年度下半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性のある随意契約について、これまで確認してきたものと同様の事案は理解されていることから、これまで確認してきたものの分類に入らない事案について審議すれば良いのかと思う。</li> <li>・ポンプ用燃料購入に緊急性がある理由は何か。燃料の納品が、事案の発生から15日も経過しているが、緊急性有りとは認められるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後はそのような視点も踏まえて、審議資料の作成を検討したいと思います。また、契約監視委員会の了解を得て随意契約を実施する手続きについても、分類をしつつ整理していきたいと思います。</li> <li>・本件は、20万リットル貯蔵可能なタンクをもつ排水機場の燃料の調達で、排水運転で残量が減少した軽油を次の洪水に備え迅速に補充するため緊急随契で調達しています。容量</li> </ul>

	<p>が大きく単価契約ができないため、運転の都度納品可能な業者から調達しています。今回は、2日後に1回納品を受け、15日後までに4回納品を受けていますが、最終納品日を様式に記載していました。</p>
<p>・記載内容からは読み取れないので緊急性が理解できる記載をするように。</p>	<p>・経過についても明確に記載するようにします。</p>
<p>・今後も当該業者にずっと依頼するのか。</p>	<p>・業者選定については、県内や近隣の業者で大きな数量を扱っている対応可能な業者から、見積額が最も安価な業者へ依頼しているものであり、一部競争性がありますが、緊急な手続きで実施しています。したがって業者は変更する可能性があります。</p>
<p>・貯水池上流部堆砂測量について、堆砂の撤去は誰が見ても緊急性があると判断すると思われるが、測量はどの程度の緊急性があるのか。</p>	<p>・洪水で堆砂が進めば除去しなければならないが、除去工事を実施するために、どこにどの程度貯まっているか迅速に堆砂状況を把握する必要があったことから緊急性ありと判断しました。</p>
<p>・空調の修理工事について、事案の発生から工事の依頼まで相当期間が空いているが、どの程度の緊急性があるのか。</p>	<p>・事案が発生した当初は、修理をすれば直ると想定しており、点検業者に依頼して様々な調査をしてもらったところ最終的には全面的な取替が必要なことが判明しました。当該点検業者は、業務多忙で即座には工事に着手できず、他の業者を探すための時間も要し、工事依頼までに長い期間を要してしまったものです。</p>
<p>・流木塵芥処理について、事案の発生から工事依頼まで相当期間が空いているが、どの程度緊急性があるのか。</p>	<p>・放流に影響があるため、即座に実施したかったのですが、数量の把握と台風19号の被害により業者の確保に非常に時間を要しました。全国各地で災害が発生したので、業者も多忙で依頼を受けられなかった状況です。</p>
<p>・緊急の判断には通常の契</p>	<p>・分かりました。</p>

	<p>約手続きで要する日数との比較など、リスクの回避など著しく改善されるといった必要性があるかどうかというのもあると思う。時間がかかっているような事案は、総体的な見方をした方が良い。</p> <p>・緊急性の判断は人によって判断が分かれるものがあるので、そのようなものは緩く解釈していると思われないう厳しく見る必要がある。全て必要なのは理解出来るが、緊急随契では緊急性があるかどうか論点なので、一般の方が見ても緊急性があることが明確に分かるように資料の記載をするように。</p>	<p>・いかに緊急性があるかについて着目して記載内容を整理し、ご説明したいと思います。</p>
--	---	---

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内                      電話    0 4 8 - 6 0 0 - 6 5 0 0

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長                      宮前 武利 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長                      松尾 誠 (内線 4631)